

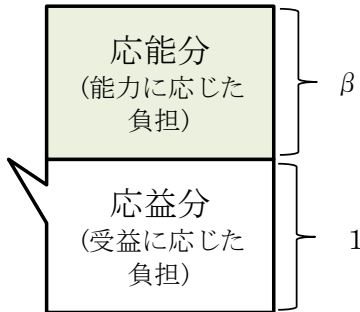
国民健康保険事業費納付金等の算定方法 について（イメージ）

納付金の算定イメージ(医療分)

ルール1 (所得係数 β の設定)

応能分と応益分の配分を β で決定

県で必要な
納付金総額



β

\times

石川県に占める各市町の
所得総額の割合
(応能シェア)

1

\times

石川県に占める各市町の
被保険者数等の割合
(応益シェア)

ルール2 (医療費指数反映係数 α の設定)

医療費水準の反映を α で決定
($\alpha = 1$ のとき、医療費水準を全て反映)
($\alpha = 0$ のとき、医療費水準を全く反映しない)

各市町の
医療費水準
(年齢調整後)

=

市町ごとの
納付金



$\{ \alpha \times (\text{医療費水準} - 1) + 1 \}$

(算定例)

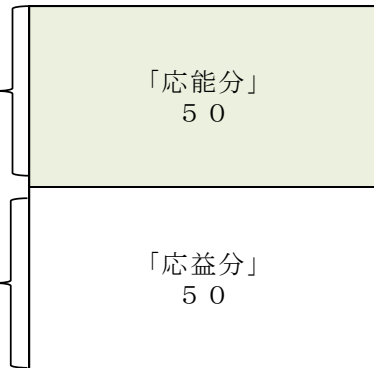
県で必要な納付金総額

100

算定例では $\beta = 1$ とする
→ 本県は約0.95
(H29.7国提示時)

β

1



② 応能分を応能シェアで按分
応益分を応益シェアで按分
($\alpha = 0$ の場合)

X市 50% 25	Y市 30% 15	Z町 20% 10
X市 30% 15	Y市 50% 25	Z町 20% 10



③ 医療費水準を反映し、納付金を算定
($\alpha = 1$ の場合)

【医療費水準】
X市1.1 Y市1.0 Z町0.8

X市 44	Y市 40	Z町 16
----------	----------	----------

※後期高齢者支援金分、介護納付金分については医療費水準の反映はない

標準保険料率算定のイメージ

【市 町】

(支出) (収入)

納付金	市町向け 公費
保健事業等	保険料で 集める額

- ・特別調整交付金（市町分）
- ・保険者努力支援制度（市町分）
- ・保険者支援制度 など

標準保険料率の算定に
必要な保険料総額

ルール3
(標準的な収納率)

標準的な収納率
に応じた調整

ルール4
(標準的な算定方式)

標準的な算定方式の設定
により、市町ごとの標準的
な保険料率を算定

(算定例)

X市

標準的な収納率を93%と設定

納付金 44	市町向け公費 9
保健事業等 5	35
	5

標準保険料率
の算定に必要な
保険料総額

40

収納率調整分3

40

- ・算定方式 2～4方式
- ①所得割、②資産割、
- ③均等割、④平等割の組合せ

- 2方式 (①、③)
- 3方式 (①、③、④)
- 4方式 (①、②、③、④)

⇒ 標準的な保険料率
(3方式の例)

所得割 ○%
均等割 △万円
平等割 □万円